

平成 30 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率に係る
本算定（国が示す確定係数を用いた算定）の結果について

平成 30 年 2 月 15 日
国保県単位化推進担当

1 要旨

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、平成 30 年度から都道府県も保険者として財政運営の責任主体になることに伴い、国から示された算定方法及び確定係数に基づき、平成 30 年度の国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）の算定を行い、1 月 31 日に開催した県国保運営協議会の審議を経て、県が示す標準保険料率を決定した。

2 算定フレーム（詳細は別紙 1 のとおり）

項 目	確 定 係 数	備 考	
(1)被保険者数	一 般：580,893 人	対 28 年度増減率 ▲ 4.78%	
	介 護 2 号：165,316 人	対 28 年度増減率 ▲12.74%	
(2)所得係数 β	医療分：0.945 後期分：0.940 介護分：0.876	応能応益比における応益比率が高まる	
(3)追加公費 (全国ベース)	約 1,700 億円のうち、約 1,600 億円を反映	精神疾患等対応分（約 100 億円）は、実績に応じて交付	
(4)係数補正	[医療費等を増額補正のうえ、診療報酬改定率（▲1.19%）を反映]		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 人当たり療養の給付費等 ・ 高額医療費負担金 ・ 特別調整交付金（市町村分） ・ 保険者努力支援制度（都道府県分） 	[前] 402,276 円 → [後] 410,459 円 (+8,183 円)	対 28 年度増減率 3.17%	
	[公費の反映額を縮小]		
	補正額 ▲19.6 億円	27 年度並の数値への補正	
	補正額 ▲ 7.8 億円	原爆医療費分を補正	
(5)激変緩和措置	補正額 ▲12.3 億円	課税所得捕捉等に係る保険料不足への対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定措置 ・ 追加激変緩和措置 	6.04 億円 2.01 億円	制度改正による保険料の急激な増加を抑制するための財源
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定割合 	4.02%（対 28 年度伸び率）	統一保険料水準を達成するために必要な年平均伸び率を設定

3 算定結果

(1) 平成 30 年度の 1 人当たり保険料収納必要額【全県】（詳細は別紙 2 のとおり）

区 分	統一保険料率ベース		激変緩和措置適用後		平成 28 年度 決算ベース
	金 額	対 28 年度増減率	金 額	対 28 年度増減率	
法定外繰入後	127,213 円	4.37%	123,236 円	1.11%	121,889 円
法定外繰入前		2.93%		▲0.29%	123,596 円

※増減率は、28 年度決算ベースに対する 2 年度分となっているため、単年度換算するとほぼ半減する。

保険料収納必要額は、当該市町における年度間の保険料水準を比較するため、1 人当たりで算定している。（県内他市町との保険料負担の大小を示すものではない。）

〔保険料収納必要額〕

県全体の保険給付費（当該年度分を推計）から公費等を除いた保険料収納必要総額に、その他の費用や収入を加減算して、統一保険料率となるよう、「保険料収納必要総額（標準保険料率の算定に必要な保険料総額）＝納付金算定基礎額」に調整した後、各市町の所得水準（応能）並びに被保険者数及び世帯数（応益）により按分（シェア）した保険料額。

市町毎に本来集めるべき保険料額であり、収納率や決算補填目的の法定外繰入等は反映していない。

(2) 平成30年度の1人当たり事業費納付金【全県】(詳細は別紙2のとおり)

激変緩和措置適用後	134,880円
-----------	----------

事業費納付金は、市町間の負担水準を比較するため、1人当たりで算定しており、県は当初予算成立後、各市町にその総額を通知する。

〔事業費納付金〕
 事業費納付金の基礎額として各市町に按分された保険料収納必要額に、市町向け交付金(公費)や一般会計からの繰入金等を市町毎に加減算したもので、市町が支払う保険給付費等の財源として、県が市町から徴収するもの。

(3) 県が示す標準保険料率(詳細は別紙3のとおり)

区分	法定の標準保険料率※		任意の標準保険料率	
	①都道府県標準保険料率	②市町村標準保険料率	③市町村の算定基準に基づく標準保険料率	④準統一の保険料率【県独自】
	【激変緩和措置適用後】			
意義	全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間比較を行うもの	県内統一の保険料算定ルールにより、市町村間比較を行うもの	市町村毎の保険料算定ルールにより、あるべき保険料水準の目安を示すもの	統一保険料率をベースに市町村毎の収納率を反映したものであり、全市町が2024年度までに達成すべき保険料水準
算出方法	方式	2方式	3方式	市町村毎の方式(3方式or4方式)
	収納率	標準的な収納率		
	法定外繰入	算入していない		

※改正後国民健康保険法第82条3の規定に基づき、毎年度、都道府県が市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値として算定するもの

各市町は、激変緩和措置期間中(2023年度まで)においては、県が示す「市町村標準保険料率」を参考に、市町村毎の算定方式や予定収納率に基づき、保険料収納必要額を確保できるよう保険料(税)率を定め、賦課・徴収し、県に事業費納付金として納める必要がある。

激変緩和措置期間終了後は、「準統一の保険料率」が「市町村標準保険料率」に位置付けられる。

〔市町村標準保険料率〕
 各市町に按分された保険料収納必要額を確保するために、市町村毎の標準的な収納率を用いて、算定方式を統一して算出した保険料(税)率。